

腰越行政センター昇降機点検仕様書

第1条 契約の対象となる昇降機は、次のとおりである。

1. 設置場所

神奈川県鎌倉市腰越 864

腰越行政センター

2. 保守整備機器

(1) 油圧オーダー形

操作方式：2BC、停止（非停止）階床数：4（0）、速度（m/min）：60、用途：乗用、積載荷重：900kg 台数（号機）：1（＃01）、竣工年月日：1998.2

(2) 小荷物専用昇降機

操作方式：SEN、停止（非停止）階床数：2（0）、速度（m/min）：15、用途：荷物用、積載荷重：500kg、台数（号機）：1（＃02）、竣工年月日：1998.2

（作業の範囲）

第2条 受託者は前条の昇降機設備を正常かつ良好な運転状態に保つよう次の各項の作業を実施します。

1. 点検・手入れ保全

- (1) 定期的な点検・手入れ保全作業（給油・調整・清掃等）を実施する。
- (2) 点検・手入れ保全の作業項目は、別紙のとおりとする。
- (3) 点検・手入れ保全作業を行ったときは、「エレベーター作業報告書」を提出する。

2. リモート点検

- (1) 昇降機設備の運行状態を常時記録し、その記録を収集して、定期的に機器の状態を点検する。
これにより点検する項目・内容は、〈別表－I〉記載のとおりとする。
- (2) 前号の点検対象の項目・内容について変調状態が生じた場合は、適切な処置をとる。
- (3) 昇降機設備の運行状態のデータに基づく点検結果および変調状態に対する処置の結果については、毎月「エレベーターリモート点検報告書」にてお知らせする。

また、変調発生後の処置のために現場で作業を行った場合は、その作業に応じて、「エレベーター作業報告書」を提出する。

- (4) 昇降機設備の運行状況を「エレベーターご利用状況報告書」にて定期的にお知らせする。

3. 異常監視・直接通話サービス

- (1) 昇降機設備について次の異常が発生したときは、リモート点検装置からの異常通報に基づき、適切な処置をとる。

- (ア) 閉じ込め故障 (イ) 使用不能故障（運行に支障がある状態） (ウ) 着床不良
- (エ) 戸開閉不良 (オ) 制御盤停電 (カ) リモート点検装置（MOP盤）停電
- (キ) 機械室温度異常

ただし、(オ)、(カ)が同時に発生した場合（ビル停電等）は、通報されない。

- (2) 昇降機設備に次の故障が発生した場合は、昇降機設備かご内のインターホンにより、同かご内の乗客と乙の受信専門員が直接通話し、必要な指示・連絡等にあたる。

(7)閉じ込め故障 (イ)使用不能故障

(3) 異常通報が発せられた場合の処置の結果については、「エレベーターリモート点検報告書」にてお知らせする。また、異常通報に基づく処置のために現場で作業を行った場合は、その作業に応じて、「エレベーター作業報告書」または「故障修理報告書」を提出する。

4. 消耗部品の供給

(1) 本条に定める作業に必要な部品のうち、消耗部品（通常の使用による摩耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）を供給する。

(2) 消耗部品の範囲は、〈別表－Ⅳ〉のとおりとする。

5. メンテナンス工事

(1) 昇降機設備の機能維持を図るため、機器の摩耗・劣化を予測し、その予測に基づいて乙が必要と認めた場合は、機器の構成部品の修理・取替を行う。ただし、その対象となる機器の摩耗・劣化は昇降機設備を通常使用する場合に生ずる範囲のものに限るものとする。

(2) 前号の機器の構成部品の修理・取替の対象となる範囲は〈別表－Ⅴ〉記載のとおりとする。

(3) 本項の工事が終了したときは、「エレベーター作業報告書」を提出する。

6. 品質検査

1年に1回、昇降機設備の総合的な機能を確認する検査を行う。品質検査の結果については、「定期検査報告書」を提出する。

7. 緊急時の対応

甲から、昇降機設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに、昇降機設備の運行状態を確認すると共に事態に応じた適切な処置をとる。この処置の結果については、「エレベーター作業報告書」または「故障修理報告書」を提出する。

8. 維持管理のための情報サービス

甲による日常管理を、より万全に行うために、乙は、安全確保・正しい利用方法について案内をする。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供サービスを行う。

（作業報告）

第3条 受託者は対象設備の現場で行う作業については、作業完了後に前条に定める報告書を受託者又は受託者の指定した者に現地で提出します。また、現地で提出できない場合は、委託者受託者の事前の合意により、郵送で提出します。ただし、委託者が報告書の提出を不要と判断し口頭で作業結果を報告し、受託者がその口頭報告に特段の異議を述べないときは、報告書を提出しません。

（作業中の運転休止）

第4条 受託者は昇降機の点検・修理その他の作業を行うにあたり、必要に応じて昇降機設備の運転を休止することができるものとします。

（撤去部品）

第5条 受託者は契約に基づく作業を行い、対象設備から構成部品等を交換・撤去したときは、その撤去部品の所有権を取得し、受託者の責任において関係法令に基づき処分するものとします。

(リモート点検装置・電話回線)

第6条 受託者は第2条に定めたリモート点検を行うため、昇降機設備を設置した建物内にリモート点検装置を設置し、当該建物と受託者の施設との間にリモート点検用の専用電話回線を開設します。委託者は昇降機設備及び前記建物に、それらの設置・開設ならびにそのために必要な工事を行うことを承諾します。

2 委託者は前項のリモート点検装置が委託者の所有であること、リモート点検用専用電話回線の電話加入権が受託者に帰属することを確認するものとします。

3 リモート点検装置の設置工事及び専用電話回線の開設工事の費用は、受託者の負担とします。

4 委託者の事由により、リモート点検装置及び電話回線について生じた修理、取替、移設、撤去に伴う費用は委託者の負担とします。

5 専用電話回線の電話料金は、原則として受託者の負担とします。

6 委託者は受託者が設置したリモート点検装置及び電話回線について、盗難、悪戯等に対して適切に保護すること、温度、湿度その他の機器類の動作が良好に行われる環境を維持することについて、善良な管理者の注意を払うものとし、これらの状況が悪化しまたは悪化するおそれが生じたとき、及びこれらの装置に事故、異常が生じたときは直ちに受託者に連絡するものとします。

7 委託者はリモート点検装置について、操作・分解・内容・解析・データの読み出し及び解析を行ったり第三者に行われたりしないものとします。